

消防の動き



2025
4
No.648

特報

- 輪島市大規模火災を踏まえた「津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画」策定等についての概要
- 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の改定等について



消防庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

特報1

輪島市大規模火災を踏まえた「津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画」策定等についての概要 4

特報2

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の改定等について 7

令和7年4月号 No.648

巻頭言 カマガミサマに見守られて（仙台市消防局長 千葉 弘樹）

Topics

令和7年度マイナ救急実証事業の運用について	11
感震ブレーカーの普及推進について（令和6年度報告等）	13
第29回防災まちづくり大賞受賞団体の決定	16
令和6年度消防功労者消防庁長官表彰式	17
令和6年度防災功労者消防庁長官表彰式及び消防団等地域活動表彰式について	19
令和6年度消防団地域貢献表彰式の開催	21
「令和7年度石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の実施紹介	23
日本・インドネシア国際消防防災フォーラムの開催	25

消防通信～望楼

松戸市消防局（千葉県）／新潟市消防局（新潟県） 松本広域消防局（長野県）／東大阪市消防局（大阪府）	29
--	----

消防大学校だより

上級幹部科における教育訓練	30
高度救助・特別高度救助コースにおける教育訓練	31

報道発表

最近の報道発表（令和7年2月21日～令和7年3月20日）	32
------------------------------	----

通知等

最近の通知（令和7年2月21日～令和7年3月20日）	33
広報テーマ（4月・5月）	33

お知らせ

令和7年度「市町村長の災害対応力強化のための研修」の開催	34
消防団員のためのマイカー共済・保険をぜひ活用ください	35
令和7年度一般公開のプログラム紹介	36
熱中症の予防についてのお知らせ	38
消防本部におけるハラスメント対策の徹底について	40



■ 表紙
本号掲載記事より

カマガミサマに見守られて



仙台市消防局長 千葉 弘樹

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災により被災された方々に、心よりお見舞いを申し上げます。また、一日も早く平穏な生活を取り戻されることを心から願っております。

今回の火災では、長期間にわたる乾燥状態に加え、折からの強風による延焼範囲の拡大等から、消防庁長官より迅速に緊急消防援助隊の出動の求めがありました。全国15都道県から2,000名以上の隊員が派遣され、岩手県内の応援を含めると最大時で約2,200名が消火活動にあたりました。

現場は三陸リアス海岸特有の急峻な地形に加え、強風による飛び火や延焼方向の変化、不足する水利、さらには時折発生する火災旋風や輻射熱と、極めて過酷な環境でしたが、そうした中でも最前線で果敢に戦い続けた全ての隊員に改めて深い敬意を表します。

東北地方ではこれまでも度々林野火災が発生しており、特に消防力が充実していない時代においては、住民の火災を恐れる気持ちは相当のものであったろうと推察します。見かけることが少なくなったものの、宮城県から岩手県南部では古くから火の禍を避けるため、台所やかまどの上に「カマガミサマ」を祀る風習があり、私の勤務する局長室にも地元消防団長から寄贈された一体のカマガミサマが飾られています。土製や木製の面に憤怒の表情を刻み、かまどを守る火の神としてだけでなく、家全体の守り神として人々の生活に根付いてきたものです。出勤の際には、このカマガミサマと目を合わせ、今日も市民の安全を守るため適切な判断と行動ができるように、そして何よりも現場で活動する隊員たちが無事に任務を終えられるようにと、心の中で祈ることが局長就任後の日課となっています。



「カマガミサマ」

さて、令和7年度、仙台市では「ひとが輝く舞台となるまち」を目指し、安全・安心の確保を基盤とした様々な施策に取り組みます。まず、大規模地震による電気火災対策として、包括連携を結ぶ民間企業等とのプラットフォームを構築しつつ、感震ブレーカーの設置補助や普及啓発事業を推進し、住宅火災のリスク軽減を図ります。

また、救急需要の増大への対応として、新たな救急情報システムの導入に加えマイナ救急の全隊での実証を進めるほか、救急病院から後方病院への転院を促進することで救急病院の病床の確保を図り、応需率の改善を目指す仙台市救急医療病院間連携推進事業を推進するなど、総合的救急需要対策事業を引き続き展開いたします。

さらに、昨年4月に本市で発生したメガソーラー火災や、能登半島地震、大規模林野火災などの事例を踏まえ、走破性の高い車両の計画的導入にも着手し機動力を強化するなど、大規模特殊災害対策にも取り組んでまいります。

高齢化の進展、住民意識の変化、さらには年々激甚化・大規模化する災害に対応するため、消防力の高度化は避けて通ることはできません。私たちはこれからも、より効果的な消防・救急体制を構築し、市民の生命と財産を守る使命を果たさねばならないと考えます。「消防の動き」という言葉のとおり、消防は常に変化し続けるものです。その変化に対応するためには、私たち自身が果敢に挑戦し、新たな知識や技術を取り入れていくことが不可欠です。

これからも、カマガミサマに見守られながら、現場の最前線で奮闘する隊員たちの安全を第一に考え、市民の期待に応えられる消防を目指し、不断の努力を続けてまいります。

輪島市大規模火災を踏まえた「津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画」策定等についての概要

消防・救急課

1 はじめに

消防庁では、令和6年能登半島地震により輪島市で発生した大規模火災を受け、「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催しました。この検討会において消防本部の体制強化や地震火災対策の推進などの消防防災対策のあり方について、報告書（令和6年7月）がとりまとめられました。

報告書においては、津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画について、各消防本部の事例を踏まえつつ、計画例を示すことが必要であると提言されております。

また、震災時に木造密集地域で火災が発生した場合には、火災が拡大する危険性があることから、各消防本部において策定している木造密集地域における火災防ぎよ計画について、震災時の活動を勘案した計画として見直しを行うことが必要であると提言されております。

さらに、震災時には断水等により消防水利の確保が困難となることから、消防庁は、各消防本部が策定すべき遠距離送水計画に盛り込むべき事項等を示す必要があると提言されております。

これらの提言を受け、消防庁では、「津波時の浸水想定区域での活動を勘案した消防活動計画等に関する意見聴取会」を開催し、津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画（例）や各消防本部において計画の策定等を行う際の留意事項をとりまとめ、「輪島市大規模火災を踏まえた「津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画」策定等について」（令和6年12月16日付 消防消第410号）を発出しました。

各消防本部においては、すでに計画を策定している場合は計画の再確認・見直しを、計画を策定していない場合は計画の策定を行うことが必要であることから、切迫する大規模地震・津波災害等に備えるため、計画の策定等に可能な限り早期に着手し、気象台など関係機関を交えた検討体制の構築や、津波警報等の種類などに応じた活動可能区域の設定のための津波災害シミュレーションの実施など、必要な取組を進めていくことが重要である旨を示したところです。

本誌では、計画策定の際の留意事項と計画（例）の主な内容を紹介いたします。

2 津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画策定の際の留意事項の主な内容

津波浸水想定区域を管轄する消防本部は、以下の事項に留意して、計画（例）を参考に、地域の実情に応じ、津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画を策定することが重要です。

(1) 基本的事項

- ① 計画の策定にあたっては、津波による影響は地域ごとに異なるため、津波の地域特性や過去の災害事例を考慮するとともに、都道府県や市町村の担当部署とも連携しつつ気象台や有識者など専門家を含めた検討会等の開催や津波災害シミュレーション等を行い、計画を策定すること
- ② 計画の策定にあたっては、地域の実情に応じ、すでに策定している消防本部からの助言等の活用や、隣接した消防本部間等において連携・協力による共同での計画の策定・運用を検討すること
- ③ 計画の内容について消防団とも共有し、連携を図ること

(2) 関係機関との連携

- ① 平時から、管轄する地域の気象台とのリスクコミュニケーションを通じて、津波災害のリスクや特徴について理解を深めるとともに、津波災害時の円滑な連携のため、顔の見える関係を構築すること
- ② 津波災害時の活動隊員の避難経路については、住民の避難方法や道路幅員などの要因により、渋滞が発生する可能性があるため、複数の退避経路や緊急車両等の退避経路について市町村の担当部署と検討すること
- ③ 地震、津波災害時の道路啓開、がれきの撤去のため、必要に応じ、民間事業者との協定を結び、早期に緊急車両の通行等を可能とする体制を確保すること

(3) 119番通報受付体制

大規模災害時の119番通報輻輳に備え、指令センターの機能強化、出動部隊の選定などの部隊運用の消防署への移行、消防署で通報を受け付ける体制への移行などの対策を事前に検討すること

(4) 消防水利の確保

- ① 震災時にも活用可能な耐震性貯水槽の整備を推進すること。特に、津波浸水想定区域内における火災で使用することを想定し、津波浸水想定区域外への大容量の耐震性貯水槽の整備や、耐震性貯水槽の分散・追加配置などの対策をすすめること
- ② 津波浸水想定区域や木造密集地域での火災など、消火活動の困難性・危険性が高い現場において、活動隊員の安全を確保した消火活動が可能な無人走行放水ロボット等の整備、活用を検討すること

(5) その他

- ① 関係機関を交え、計画に基づく訓練を踏まえ、必要に応じて計画を見直すほか、被害想定の変更や技術革新に応じて、定期的に計画を見直すこと
- ② 津波浸水の危険がある地域においては、迅速に避難することが重要であることから、市町村の担当部署と連携し、事前に地域住民に津波災害時の避難行動について指導を行うこと。また、職員の身に津波による危険が迫れば消防職員も退避することについて、地域住民への周知及び理解を求めておくこと

3 津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画（例）の主な内容

大津波警報、津波警報または注意報の発表に伴う津波警戒時の消防活動について、事前対策、災害時の部隊運用及び安全確保に関し基本的事項を定め、安全・的確な消防活動に万全を期すことを目的とした計画の例として以下に主な内容を示します。

(1) 活動方針

- ・ 消防力の維持及び消防活動の継続を可能とするため、職員の身に津波による危険が迫れば消防職員も退避することを基本とし、安全を確保したうえで消防活動を実施
- ・ 火災は、初期段階での対処が拡大防止に有効なことから火災対応を優先としつつ、より多くの人命の安全を確保するため人命救助活動を実施

(2) 事前対策

- ① 災害対応体制の確立
 - ・ 消防庁舎の耐震化・耐浪化、代替場所の指定、複数の通信手段の確保
 - ・ 震災時に活用可能と想定される水利の指定
 - ・ 木造密集地域での延焼阻止線の設定
 - ・ 遠距離送水体制の整備（取水場所からの送水経路・ホース本数等の指定）
 - ・ 計画に基づく訓練の実施及び訓練後の検証による計画の見直し
 - ・ 気象台担当部署とのホットラインなど情報収集体制の構築
- ② 想定される津波高や警報等の種類に応じた活動可能区域の設定
- ③ 活動隊員の退避ルート、安全退避場所の設定

(3) 災害時の対応

- ① 初動対応
 - ・ 津波による危険が迫れば退避することを基本としつつ、津波到達予想時刻や予想津波高を考慮し、可能な場合に初動対応を実施
 - ・ 遠距離送水体制等を踏まえた消防水利の確保・活用
- ② 部隊運用の方策
 - ・ 状況に応じ、出動部隊の選定や通報の受付を本部から署所へ切替
 - ・ 消防力劣勢時の出動部隊数の設定、延焼阻止線を設定した活動
 - ・ 状況に応じ、協定締結事業者へ道路啓開要請
- ③ 情報収集・連絡体制／安全管理・監視／退路等の確認
 - ・ 気象台担当部署とのホットライン等を通じた情報収集
 - ・ ヘリ、ドローン、高所監視カメラ等、津波監視体制の活用
- ④ 津波到達予想時刻を勘案した活動可能時間の設定
 - ・ 津波到達が早い想定地域は住民の避難誘導を行いつつ退避を優先
 - ・ 津波到達までに一定の時間がある地域は、到達予想時刻を基に出動・退避に要する時間、退避に係る安全時間を考慮し活動可能時間を判断
- ⑤ 津波到達予想時刻以降の進出が可能な区域の確認
 - ・ あらかじめ設定した活動可能区域を基に、津波の推移、災害発生場所、部隊体制等を総合的に勘案し、安全が確保できる場合は活動を実施
 - ・ 進出が困難な区域については、進出可能区域からの放水のほか、ヘリ、無人走行放水ロボット等を活用し、安全を確保した消防活動を実施

4 おわりに

計画の策定にあたっては、計画（例）を参考に、都道府県や市町村の担当部署と連携しつつ、气象台や有識者などの意見を踏まえた内容とするとともに、必要に応じ専門家を含めた検討会等の開催や津波災害シミュレーション等を行い、地域の実情に応じた計画とすることが必要です。

専門家を招聘し開催する検討会に要する経費や活動可能区域の設定のための津波災害シミュレーションに要する経費など、計画策定に要する経費について、令和7年度特別交付税の算定対象となっているため、これらの措置を活用し、計画策定の早期に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

また、津波浸水想定区域を管轄しない消防本部においても、震災時は、木造密集地域で火災が発生した場合に延焼拡大の危険性が高いこと、断水等により水利の確保が困難となることから「震災時の木造密集地域での活動を勘案した計画」の再確認・見直しや「遠距離送水計画」の策定に取り組むことが必要です。

なお、今後、計画の策定状況及び計画に基づいた訓練の実施状況等について消防庁からフォローアップ調査を実施する予定としております。

全国の消防本部において、地域の実情を踏まえた地震・津波時の消防活動計画等の策定や必要な資機材等の整備、地震火災対策などの消防防災対策が着実に実施されるよう、消防庁においても、消防本部や地域の声に耳を傾け、時代に即した消防防災力の向上に全力を尽くしていく所存であります。

注) 本記事は、「輪島市大規模火災を踏まえた「津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画」策定等について」（令和6年12月16日付 消防消第410号）をもとに、令和7年3月に執筆したものです。

（参考文献）

総務省消防庁「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」、令和6年7月

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post/149/03/houkokusyo.pdf

「輪島市大規模火災を踏まえた「津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画」策定等について」（令和6年12月16日付 消防消第410号）

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/1216_tusnamikeikaku.pdf

問合せ先

消防庁消防救急課
TEL：03-5253-7522

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の改定等について

広域応援室

1 はじめに

消防の広域応援部隊である緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年に創設され、これまでに東日本大震災や令和6年能登半島地震、直近では大船渡市の林野火災など計46回出動し、消火、救助、救急など人命救助活動を行ってきました。

緊急消防援助隊については、消防組織法第45条に基づき、総務大臣が定める「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月6日策定、以下「基本計画」という。）において、隊の規模や編成、車両の整備計画などを定めており、おおむね5年ごとに改定してきました。

当初、令和5年度末の改定を念頭に改定作業を進めていましたが、令和6年能登半島地震の発生を受け、その教訓を反映させるため改定を1年延期し、本年3月、2028年度までの登録隊数の増強等を主な内容として基本計画を改定し、緊急消防援助隊の一層の充実強化を図ることとしました。

本稿では、基本計画の改定内容等について紹介します。

2 これまでの基本計画の内容

平成31年の直近の基本計画の改定では、甚大な被害が想定される南海トラフ地震等への対応力の強化、大規模水害、NBCテロ災害などに的確に対応するため、登録目標隊数を6,000隊から6,600隊に増強するとともに、大規模水害に特化した土砂・風水害機動支援部隊、NBCテロ災害に対応するNBC災害即応部隊を創設することとしました。

この基本計画に沿って、これまで、緊急消防援助隊の車両等の整備を進め、計画期間中に目標としていたおおむね6,600隊の登録隊数を達成するとともに、全国で50部隊程度の土砂・風水害機動支援部隊、NBC災害即応部隊の配備を完了しました。

表1 基本計画の改定と登録目標隊数

改定時期	登録目標隊数
平成16年策定	3,000隊
平成18年改定	4,000隊
平成21年改定	4,500隊
平成26年改定	6,000隊
平成31年改定	6,600隊

3 今回の基本計画の改定内容

(1) 改定概要

今回の基本計画の改定では、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など甚大な被害が想定される大規模災害に的確に対応するため、登録目標隊数を、6,600隊から7,200隊に増強します。また、DXの推進により情報収集・整理・共有を強化するための情報統括支援隊、隊員の健康面・二次災害防止に係る安全管理を強化するための安全管理部隊、複数都道府県大隊の救急中隊を一体的に運用することができるよう救急特別編成部隊を創設することとします。

(2) 登録隊数の増強

南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模災害に的確に対応できるよう、救助活動に従事する部隊を増強するとともに、安全管理やDXの推進をするため、登録目標隊数を7,200隊とすることとします。

増隊する主なものは以下のとおりです。

- 指揮支援部隊 +10隊
広範囲の市町村で被災した場合に備え、被災地で指揮支援を行う部隊を増隊
- 消火・救助・救急の3小隊 +410隊
(特殊装備小隊からの移行分60隊を含む。)
災害対応能力を強化するため、発災時に主に救助活動に従事する部隊を増隊
- 後方支援隊 +100隊
救助隊等の増隊に伴い、宿営環境の整備や資機材補充等を通じて救助隊等を支援する部隊も増隊

- 新設部隊 +60隊
情報統括支援隊、安全管理部隊、救急特別編成部隊
(詳細は(3)参照)

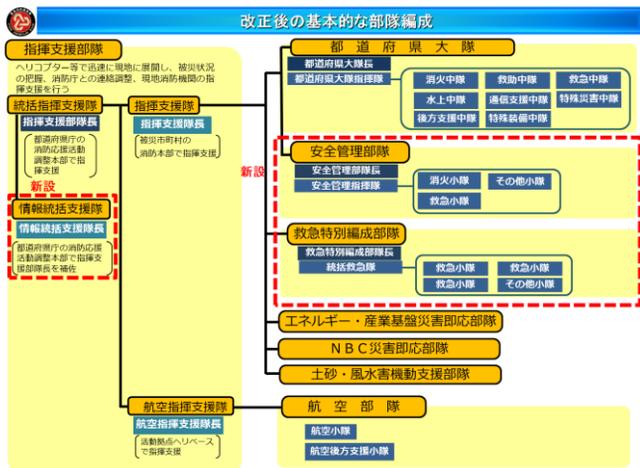
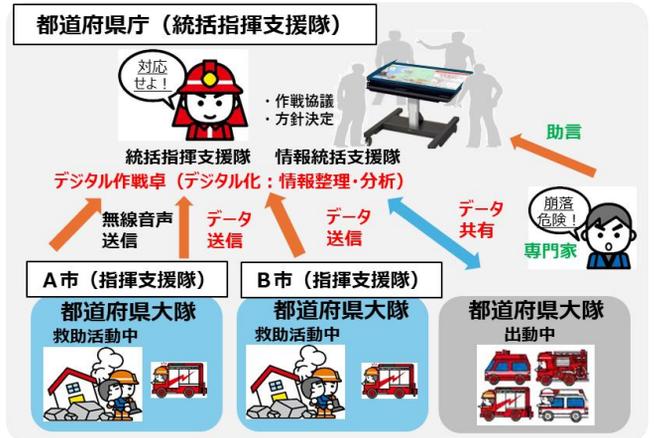
表2 登録目標隊数

隊種別	改定前の登録目標隊数	登録目標隊数 2028年年度末
統括指揮支援隊及び指揮支援隊	50隊程度	60 隊程度
航空指揮支援隊	60隊程度	60 隊程度
情報統括支援隊	-	10 隊程度
統合機動部隊指揮隊	50隊程度	100 隊程度
エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	10隊程度	10 隊程度
NBC災害即応部隊指揮隊	50隊程度	50 隊程度
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	50隊程度	50 隊程度
安全管理部隊指揮隊	-	50 隊程度
救急特別編成部隊統括救急隊	-	50 隊程度
都道府県大隊指揮隊	160隊程度	160 隊程度
消火小隊	2,500隊程度	2,530 隊程度
救助小隊	540隊程度	800 隊程度
救急小隊	1,500隊程度	1,620 隊程度
後方支援小隊	890隊程度	990 隊程度
通信支援小隊	50隊程度	50 隊程度
水上小隊	20隊程度	20 隊程度
特殊災害小隊	350隊程度	370 隊程度
特殊装備小隊	500隊程度	500 隊程度
航空小隊	80隊程度	85 隊程度
航空後方支援小隊	60隊程度	60 隊程度
計	6,600隊程度	7,200 隊程度

(3) 新たな部隊の創設 (ア) 情報統括支援隊の創設

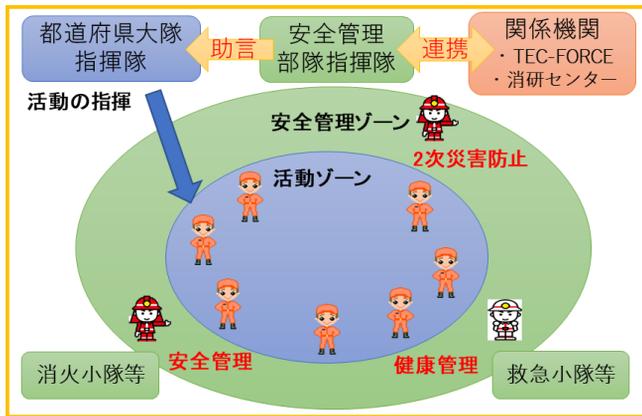
緊急消防援助隊出動時には、刻々と変わる状況に応じ、情報収集と情報の整理、方針の決定と共有を繰り返していくこととなります。これらはその指揮支援部隊長を中心になされることとなりますが、現状、情報収集等は、消防救急デジタル無線などによる音声等を用いた収集及び伝達が基本となっており、質・量ともに向上できる余地があると考えられます。また、被害等の情報が過多となった場合でも効率的に処理、整理及び管理することが必要になります。

情報統括支援隊は、無線等のアナログ手法に加え、タブレット端末、スマートフォンなどのデジタルツールにより、リアルタイムで災害映像、災害情報を収集し、情報の整理・分析・共有を行うことを主任務としています。受け取った情報を整理・分析し、統括指揮支援隊の増隊判断や部隊配置判断などを補佐することとなるため、統括指揮支援隊が属する消防本部に計9部隊を配備することとしています。この任務を的確に遂行できるよう情報の効率的な整理・共有に資するデジタル作戦卓及び車両を配備します。



(イ) 安全管理部隊の創設

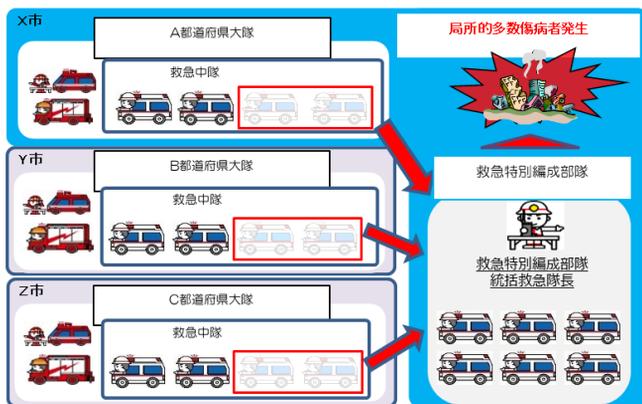
緊急消防援助隊が出動する大規模災害は、普段経験しない災害態様であることから、隊員が予知できない危険性が内在している場合があり、隊員の受傷等を防ぐ必要があります。また、過酷な環境下での活動となることから、隊員の体調管理にも配慮する必要があります。このため、長期化する災害において、隊員の勤務面、体調などの健康面においてもケアすることで活動をより充実させられるよう、隊員の安全管理（健康面、二次災害防止）を任務とする安全管理部隊を創設します。



(ウ) 救急特別編成部隊の創設

東日本大震災や熊本地震、能登半島地震では、複数の都道府県大隊の救急小隊を集中的に運用する事案が発生しています。このように、局所的に多数の傷病者が発生する事案等では、1つの都道府県大隊の救急小隊だけでは不足する場合があります。新たに救急小隊の追加派遣を行うとしても時間を要してしまう場合があります。このような一時的に救急部隊の増隊が必要となる場合に、複数の都道府県大隊の救急中隊のみを指揮命令系統を明確化したうえで一体運用できるよう、救急特別編成部隊を創設します。

救急特別編成部隊は、多数傷病者の発生等により集中的に救急活動を必要とする災害に対し、迅速かつ的確な救急活動を行うことを任務とします。



(4) 緊急消防援助隊の円滑な活動に向けた運用の見直し

(ア) 能登半島地震を踏まえた運用改善

能登半島地震では、大型車両の陸路進出が難しく、自衛隊等と連携して空や海から進出しました。これを受け、空路や海路での進出を想定し、迅速かつ的確な活動のために必要がある場合、車両以外の手段による進出を行うことを規定するほか、大型のみでなく小型車両も含め、災害の態様に応じて適切な車両を選定・編成することを規定します。

また、緊急消防援助隊ブロック訓練等をはじめ、平時から関係機関連携に努めることを明記します。

(イ) 消防庁長官の「指示」の考慮事項の見直し

令和3年度の災害対策基本法の改正により、国の防災体制の強化の観点から、「特定災害対策本部」の制度が設けられました。これを踏まえ、消防庁長官の指示による出動とする場合の考慮事項として、同対策本部を追加します。

(ウ) 大型で猛烈な台風、線状降水帯等の際の出動準備 都道府県の柔軟な対応

緊急消防援助隊の出動計画は、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊として基本計画に定められていますが、台風の移動進路となることが予測される都道府県など、緊急消防援助隊として、出動又は出動準備ができない場合に備え、第一次出動都道府県大隊や出動準備都道府県大隊都道府県以外の都道府県から柔軟に幅広く、応援出動又は応援出動の準備をさせることができるよう、基本計画に規定します。

(エ) 都道府県大隊を複数被災地へ派遣する運用

一の都道府県大隊は、原則として、1つの被災地に応援に入り、活動することとなります。しかしながら、多くの被災地への対応が必要になった場合や、災害状況の変化により、新たな応援先が生じた場合などには、他の都道府県大隊の出動では時間を要してしまうことがあります。このような場合に、効果的かつ効率的な対応をするため、活動中の都道府県大隊を分割させ活動することがあり得ることを、基本計画に明確にします。

(5) 緊急消防援助隊の全国合同訓練の実施

令和4年に静岡県で開催した第6回全国合同訓練に続き、第7回の全国訓練を令和8年度に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」を想定災害として、北海道及び宮城県で実施することとしています。実施内容については、今後消防庁や開催道県などとともに検討を進めていく方針です。



緊急消防援助隊 全国合同訓練の様子

3 おわりに

今後、発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の国家的危機に対応するためには全国の消防力を結集することが不可欠であり、緊急消防援助隊の役割は一層重要性を増しているところです。

今回の基本計画の改定を踏まえ、実践的な訓練を継続的に実施し、習熟を図りながら、緊急消防援助隊の一層の充実強化を目指していきます。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL：03-5253-7569（直通）

令和7年度マイナ救急実証事業の運用について

救急企画室

1. はじめに

消防庁では、3月14日に、令和6年度のマイナ救急実証事業に参加した67消防本部を対象に、令和7年度実証事業の実施開始に向けた事前説明会を開催し、マイナ救急の運用方法等について説明しました。

2. 令和7年度マイナ救急実証事業の運用のポイント

マイナ救急は、救急現場において使いやすい仕組みにする必要がある一方で、個人情報を取り扱うためのセキュリティ対策も求められます。そのため、使いやすさとセキュリティのバランスを考慮しながら運用手順をとりまとめました。

令和6年度実証事業に引き続き、令和7年度実証事業においても傷病者の同意を得た上で傷病者の情報を閲覧することとしています。ただし、個人情報保護法に基づき、生命・身体の保護の必要があり、同意取得が困難な場合に限り、傷病者の同意なしで傷病者の情報を閲覧することも可能としています。同意なしで傷病者の情報を閲覧した場合には、＜別紙1・同意取得困難時の説明紙＞を家族、施設関係者、医師等の関係者にお渡しすることとしています。

また、二要素認証でのログインや閲覧者の台帳管理な

ど、セキュリティに関する対策を講じることとし、タブレット端末等の紛失・盗難やサイバー攻撃などのインシデントが発生した際の対応の流れについてもとりまとめました。

3. おわりに

消防庁では、適切にマイナ救急が実施されるよう、令和7年度実証事業を通じて、運用手順等を確認してまいります。

「あなたの命を守るマイナ救急」、マイナ救急により、傷病者の方が救急隊員に情報を伝える際の負担の軽減に繋がります。また、正確な医療情報が救急隊員に伝わることで、救急隊員の応急処置、搬送先の医療機関選定の一助となります。

傷病者の「マイナ保険証の提示」がマイナ救急実施の入り口となります。あなたの小さな説明書、マイナ保険証の携行を周知してまいります。

【マイナ救急HP、動画URL紹介】

・マイナ救急HP：

<https://www.mynakyukyu-demonstration.com/>

・マイナ救急動画：<https://youtu.be/m2lvbyoA8kA>

マイナ保険証を使って 通院履歴等を確認しました

通院履歴等の閲覧にあたっては、救急車を必要とする傷病者本人の同意を基本としていますが、個人情報の保護に関する法律に基づき、**生命・身体の保護の必要があり、かつ意識不明等、本人の同意を得ることが困難である場合に限り、同意なしで閲覧させていただきます**。

本実証にて得た個人情報は実証事業以外に使用いたしません。



「マイナ保険証活用で円滑な救急搬送へ」
ご理解をお願いします



お問い合わせ

〇〇市消防本部 〇〇課
TEL:0000000000



実証事業に関する
情報は特設サイトでも
ご覧いただけます。

※本実証は総務省消防庁が全国全ての消防本部と連携して実施するものです。

＜別紙1・同意取得困難時の説明紙＞

マイナ救急 実証事業を実施します

〇〇市消防本部では、マイナ保険証を活用して過去の受診歴や薬剤情報などを把握し、皆さんをより円滑に医療機関へ搬送するための取組を行っています。

マイナ保険証を活用するメリット


 あなたの
病歴


 お薬の
処方歴


 病院の
受診歴

➔

- ・傷病者の負担軽減
- ・より適切な応急処置
- ・円滑な救急搬送
- ・病院での事前準備

を救急隊へ正確に伝達可能




実証事業の概要

マイナ救急とは？（以下の二次元コードから約50秒の説明動画をご覧ください。）



YouTube(二次元コード)



X(二次元コード)

実証期間

2025年●月●旬～2026年3月末まで
※ 前後する可能性があります

実施救急隊

〇〇本部の全救急隊
〇〇エリアの〇〇救急隊

マイナ救急は
暗証番号も
顔認証も
不要だよ

もしもの時に備えて

いつ、救急車を呼ぶことになるか分かりません。
住民の皆さんご自身の命を守るためにも、
マイナ保険証の携行をお願いします。



お問い合わせ

〇〇市消防本部 〇〇課
TEL:0000000000



実証事業に関する
情報は特設サイト
でもご覧いただけます

※本実証は総務省消防庁が全国全ての消防本部と連携して実施するものです。
※本実証で救急隊が取得する個人情報、救急業務に関する目的に限り利用します。

<別紙2・マイナ救急リーフレット>

問合せ先

消防庁救急企画室
TEL：03-5253-7529

感震ブレーカーの普及推進について（令和6年度報告等）

予防課

1. はじめに

消防庁では、有識者、感震ブレーカー製造業者や送配電事業者をはじめとする関係団体、内閣府、国土交通省、経済産業省等により構成される「住宅用火災警報器・感震ブレーカー設置・維持管理対策会議」、「住宅防火対策推進懇談会」を昨年10月から開催し、感震ブレーカーの普及推進に関する検討を進めてきました。

本稿では、今年度の検討結果として、感震ブレーカーの普及推進に関する具体的な計画の策定を行う際の留意事項及び感震ブレーカーの普及推進に関する計画（例）の概要、消防庁における感震ブレーカーの普及推進に関する今後の取組等についてご紹介します。

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-166.html



第2回住宅防火対策推進懇談会（令和7年2月20日）

2. 感震ブレーカーに関する各地域の実態把握

消防庁では、内閣府と共同で全国の地方公共団体に対し、感震ブレーカーの普及推進に向けた取組状況に関するアンケート調査を実施しました。令和6年10月から12月に行った結果の概要は以下のとおりです。（全都道府県・全市区町村から回答）

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-166/04/shiryou4.pdf

(1) アンケート調査の内容

- 地方公共団体による設置・購入に対する支援状況
- 設置・購入支援の対象機器タイプ、支援割合
- 支援事業対象地域
- 普及推進実施状況
- 支援事業推進について苦労した点
- 普及に向けた今後の課題 等

(2) 調査の結果概要

ア 設置・購入に対する支援状況

- 都道府県の支援有り 10自治体
- 市区町村の支援有り 200自治体

イ 設置・購入支援の対象タイプ

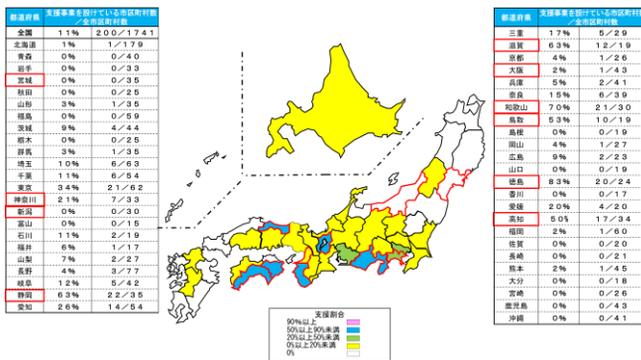
- 全タイプ 95自治体
- 分電盤（内蔵型・後付型） 40自治体
- 簡易タイプのみ 29自治体
- その他 46自治体

ウ 支援事業推進について苦労した点

- 感震ブレーカーの必要性の周知 101件
- 事業内容の周知 100件
- 通電火災の危険性の周知 51件

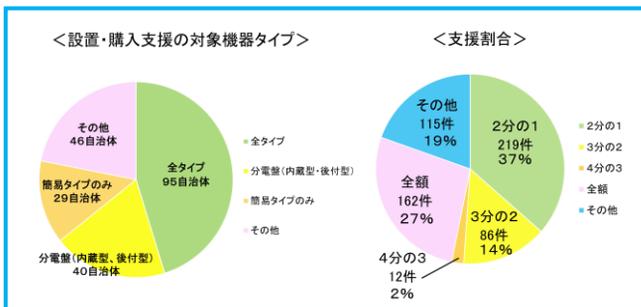
エ 普及に向けた今後の課題

- 感震ブレーカー認知度の向上 1404件
- 感震ブレーカーの必要性の認知度の向上 1397件
- 通電火災に対する注意喚起 911件



※各都道府県における市区町村の支援実施状況を表したものである。（都道府県の支援状況は数値に含まない）
 ※特については、都道府県の支援実施状況を表したものである。

都道府県別 感震ブレーカーの設置支援状況等



感震ブレーカーの設置・購入支援の対象機器タイプ、支援割合

※ 割合については、四捨五入により必ずしも合計値が100%とならないことがある自治体により複数のタイプや支援割合を対象としている

3. 令和6年度の主な検討結果

今年度の対策会議等における検討結果として、「感震ブレーカーの普及に関する計画策定の際の留意事項」及び「感震ブレーカーの普及推進に関する計画(例)」をとりまとめ、令和6年度末に通知を行いました。通知文では、都道府県と市区町村のそれぞれに対して計画(例)をお示ししています。

(1) 感震ブレーカーの普及に関する計画策定の際の留意事項(概要)

感震ブレーカーの普及推進に関する計画を策定する際の留意事項として、普及推進における基本的な考え方、計画における各項目の進め方、都道府県と市区町村との役割分担等、取組の推進にあたって参考となる情報(以下ア～カ)に留意しつつ、各地方公共団体においては、地域の実情に応じた感震ブレーカーの普及推進に関する計画を策定されたい。

ア 地震時には、火災の同時多発等により、消火困難となり被害が拡大するおそれがある。過去の大規模地震において、電気に起因する火災が多数発生していることを踏まえ、感震ブレーカーの設置を進めることが必要である。特に、木造密集市街地等の出火・延焼危険性が高い地域については、重点エリアとして優先的に設置を進めることが必要である。

イ 都道府県及び市区町村においては、地域防災計画において感震ブレーカーの普及推進を位置づけるとともに、計画(例)を参考に、感震ブレーカーの普及推進に関する具体的な計画を策定することが重要である。

ウ 全国の地方公共団体に対するアンケート調査では、多くの地方公共団体が今後の課題として「感震ブレーカーの認知度や通電火災の危険性に対する認知度の向上が必要である」と回答していることを踏まえ、重点的な広報啓発に取り組むことが必要である。

エ 感震ブレーカーの普及を効果的に進めるためには、地方公共団体の防災関係部局や消防機関のみならず、福祉関係部局などの関係部局、電気関係事業者や住宅関係事業者等の関係者と連携し、普及推進体制を構築する必要があり、各地域の実情に合わせた構成とすることが重要である。

オ 普及推進にあたっては、新築住宅に対しては分電盤タイプ(内蔵型)、既存住宅に対しては分電盤タイプ(後付型)の設置を進めるとともに、木造密集市街地等においては、必要に応じて簡易タイプやコンセントタイプも活用しながら速やかに設置を進めていくことが重要である。

カ 各地域において、計画の策定後は、重点エリアを中心に必要に応じて設置支援を行うことや、地域の実情

に合わせて計画を更新することにより、PDCAサイクルを通じて普及率の向上に努めることが重要である。

(2) 感震ブレーカーの普及推進に関する計画(例)の概要

感震ブレーカーの普及推進にあたり、取組の具体的な内容は以下のとおり。

ア 感震ブレーカーに関する広報啓発

地震火災の予防の観点から、感震ブレーカーについて、住民の理解を促進し、円滑な普及推進を図るため、関係者と連携し、幅広く普及啓発を行う。

イ 感震ブレーカーの普及推進体制の構築

地方公共団体において、それぞれの地域の火災予防や地震対策の推進体制を基礎としつつ、感震ブレーカーの普及推進における主な関係者との協働体制を構築する。

<感震ブレーカーの普及推進関係者(例)>

- ・ 関係部局(防災部局、都市整備部局 等)
- ・ 都道府県内の市区町村、消防本部
- ・ 住宅関係者(住宅産業協会 等)
- ・ 電気関係者(電気保安協会、送配電事業者 等)
- ・ 福祉関係者(社会福祉協議会 等)
- ・ 教育関係者(教育委員会、子ども会連合会 等)
- ・ 防災関係者(防災協会 等)
- ・ 女性防火クラブ
- ・ 商工会
- ・ マスメディア(テレビ局、ラジオ局 等)
- ・ 消費生活センター
- ・ 保険関係者(共済組合、損害保険協会 等)
- ・ その他(各地域に繋がりのある団体)

ウ 重点エリア等への対応

地方公共団体においては、大規模火災に至る危険性が高いエリアについて、都道府県と市区町村が連携し重点エリアとして設定する。連携の内容としては、市区町村が指定する重点エリアを都道府県が把握するとともに、必要に応じて都道府県から市区町村へ助言を行う。具体的には、火災延焼の危険性(築年数が経過した木造住宅が密集、道路狭隘等)、当該地域における過去の被災状況(過去の地震災害や火災等)を踏まえ、重点エリア等を設定する。

エ 感震ブレーカーの設置状況の把握等

管内における感震ブレーカーの設置状況を把握する。実施にあたっては、具体的な調査内容及び実施方法について都道府県と市区町村が調整を行うことが考えられる。なお、設置状況の把握は定期的に行うことが望ましい。調査結果を踏まえ、必要に応じて取組内容の見直し等を行う。

オ 感震ブレイカーの設置に係る支援等

感震ブレイカーの普及を推進する上で、各地域の状況に応じ、購入や取付に係る支援（補助制度）も重要である。補助制度については、都道府県と市区町村が連携して実施するほか、都道府県独自、市区町村独自の補助制度も考えられる。

4. 消防庁における普及推進に向けた今後の取組等について

- (1) 地方公共団体が行う感震ブレイカーの普及啓発に要する経費について、特別交付税措置の対象であることの明確化が図られました。（対象となる普及啓発（例）：ポスター・チラシ・リーフレットの作成費や配布するためのポスティング経費など）
- (2) 火災予防条例（例）において、各地方公共団体における感震ブレイカーの普及促進を位置づけることを予定しています。

5. おわりに

消防庁では、各関係者と連携し、感震ブレイカーの普及を推進するとともに、各地域における計画の策定状況について、フォローアップ調査の実施を予定しています。

また、各地域における優良事例を収集し、情報共有を図っていきます。

問合せ先

消防庁予防課予防係 泉、村松
TEL：03-5253-7523

第29回防災まちづくり大賞受賞団体の決定

地域防災室

令和7年2月21日（金）、ホテルルポール麹町（東京都千代田区）において、第29回防災まちづくり大賞表彰式を開催しました。

「防災まちづくり大賞」は、阪神・淡路大震災を契機に平成8年度に創設され、今回で29回目を迎えました。地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組や、防災・減災、防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として実施しています。

今回は全国各地から135事例の応募があり、学識経験者等で構成される選定会議において、他の地域の模範となる優れた20事例が選定されました。

受賞事例数

	応募総数	135
表彰区分	総務大臣賞	3
	消防庁長官賞	5
	日本防火・防災協会会長賞	12
	受賞事例総数	20



主催者挨拶をする富樫総務副大臣

災害による被害を軽減するためには、地域の防災力を強化すること、とりわけ地域の方々の「自分たちの地域は自分たちで守る」という強い意識と連帯感に支えられた自主的な防災活動を推進していただくことが重要です。

平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、住民、自主防災組織、消防団、地方公共団体、国等の多様な主体が、相互に連携協力して、地域防災力を高めていくことの重要性が示されました。

受賞団体の皆様には、今回の受賞を契機として、より一層日頃からの活動を充実・発展させ、引き続き、地域防災力の向上にご尽力いただくことを期待しています。



表彰状授与の様子



総務大臣賞受賞団体（3団体）との記念撮影

問合せ先

消防庁国民保護・防災部 地域防災室
TEL：03-5253-7561

令和6年度消防功労者消防庁長官表彰式

総務課

去る3月5日（水）、中央合同庁舎二号館地下2階講堂（東京都千代田区）において、令和6年度消防功労者消防庁長官表彰式が盛大に挙行されました。

本表彰式は、3月7日の「消防記念日」にちなんで、毎年この時期に実施されているものです。

今回の受章者数及び団体数は、以下のとおりです。

<表彰数>

表彰種別	受章数	内 訳
功 勞 章	177名	消防吏員 131名
		消防団員 46名
永年勤続功労章	2,983名	消防吏員 1,020名
		消防団員 1,960名
		消防教育職員 3名
表 彰 旗	15機関	
竿 頭 綬	37機関	
都道府県 消防防災関係 事務従事職員表彰	2名	

1 功労章

防災思想の普及、消防施設の整備、その他の災害の防ぎよに関する対策、消防教育の実施について、その成績が特に優秀な消防吏員、消防団員及び消防教育職員

2 永年勤続功労章

永年勤続し、その勤務成績が優秀で、かつ他の模範となると認められる消防吏員、消防団員及び消防教育職員

3 表彰旗

防災思想の普及、消防施設の整備、その他の災害の防ぎよに関する対策の実施について、その成績が特に優秀で、かつ他の模範となると認められる消防機関

4 竿頭綬

防災思想の普及、消防施設の整備、その他の災害の防ぎよに関する対策の実施について、その成績が特に優秀で、かつ表彰旗を授与する消防機関に準ずる消防機関

5 都道府県消防防災関係事務従事職員表彰

都道府県の消防防災関係事務職員として永年勤続し、その勤務成績が特に優秀な者

表彰式は、池田達雄消防庁長官の式辞に始まり、表彰種別ごとの代表者に対する記章等の授与、来賓祝辞に続き、最後に受章者代表である白井一広消防司監（千葉市消防局）より、謝辞が述べられました。

なお、代表受領者は次の方々です。

表彰種別	所 属 ・ 氏 名 等
功 勞 章	鹿児島県 湧水町消防団 団長 脇岡 秋則
永 年 勤 続 功 勞 章	長野県 中野市消防団 団長 小菅 和重
表 彰 旗	北海道 上川北部消防事務組合 風連消防団
竿 頭 綬	神奈川県 平塚市消防本部 平塚市消防団
都 道 府 県 消 防 防 災 関 係 事 務 従 事 職 員 表 彰	福岡県 福岡県消防学校 校長 古賀 裕之



式辞を述べる池田達雄消防庁長官



受章者代表への功労章授与



受章者代表への表彰旗の授与



受章者代表からの謝辞

問合せ先

消防庁総務課表彰係
TEL : 03-5253-7521 (直通)

令和6年度防災功労者消防庁長官表彰式及び 消防団等地域活動表彰式について

地域防災室

令和7年3月5日（水）、中央合同庁舎二号館地下2階講堂（東京都千代田区）において令和6年度防災功労者消防庁長官表彰式及び消防団等地域活動表彰式が開催されました。

【防災功労者消防庁長官表彰】（10団体）

風水害等の自然災害において、顕著な活動実績が認められる消防団を表彰しました。

○代表受領

山形県 南陽市消防団



防災功労者消防庁長官表彰受賞団体

【消防団等地域活動表彰】 （消防団表彰48団体、事業所表彰23団体）

平常時の活動により地域防災力の向上に寄与し、全国の模範となる消防団や、団員確保について特に力を入れている消防団、更には、消防団員である従業員を雇用しているなど、消防団活動に特に深い理解や協力を示している事業所等を表彰しました。

○代表受領

（消防団表彰）長野県 川上村消防団

（事業所表彰）千葉県 成田市農業協同組合



消防団等地域活動表彰（消防団）受賞団体



消防団等地域活動表彰（事業所）受賞団体

【受賞者代表謝辞】

受賞者を代表して、石川県 能登町消防団の新谷 正仁さんから謝辞をいただきました。



石川県 能登町消防団 新谷 正仁 氏

○受賞団体一覧

【防災功労者消防庁長官表彰】（10団体）

岩手県 大船渡市消防団
 山形県 南陽市消防団
 山形県 高島町消防団
 福島県 いわき市消防団
 石川県 輪島市消防団
 石川県 珠洲市消防団
 石川県 能登町消防団
 長野県 豊丘村消防団
 岐阜県 各務原市消防団
 宮崎県 西都市消防団

【消防団等地域活動表彰（消防団）】（48団体）

北海道 南空知消防組合由仁消防団
 宮城県 仙台市若林消防団
 宮城県 塩竈市塩竈消防団
 福島県 会津若松市消防団
 福島県 郡山市消防団
 栃木県 下野市消防団
 群馬県 高山村消防団
 群馬県 片品村消防団
 埼玉県 鴻巣市消防団
 埼玉県 越谷市消防団
 千葉県 習志野市消防団
 千葉県 長生郡市広域市町村圏組合消防団
 東京都 品川消防団
 東京都 武蔵村山市消防団
 新潟県 長岡市消防団
 新潟県 魚沼市消防団
 富山県 魚津市消防団
 福井県 嶺北消防組合あわら消防団
 福井県 鯖江・丹生消防組合越前消防団
 山梨県 甲府市消防団
 山梨県 韮崎市消防団
 長野県 安曇野市消防団
 長野県 川上村消防団
 長野県 辰野町消防団
 岐阜県 高山市消防団
 三重県 伊勢市消防団
 三重県 川越町消防団
 滋賀県 大津市消防団
 滋賀県 彦根市消防団
 京都府 南丹市消防団

大阪府 枚方市消防団
 大阪府 松原市消防団
 大阪府 大東市消防団
 奈良県 高取町消防団
 和歌山県 橋本市消防団
 和歌山県 白浜町消防団
 岡山県 美作市消防団
 岡山県 久米南町消防団
 徳島県 神山町消防団
 徳島県 徳島市消防団
 愛媛県 宇和島市消防団
 高知県 南国市消防団
 佐賀県 鳥栖市消防団
 熊本県 長洲町消防団
 宮崎県 都城市消防団
 宮崎県 小林市消防団
 鹿児島県 日置市消防団
 鹿児島県 南九州市消防団

【消防団等地域活動表彰（事業所）】（23団体）

北海道 株式会社藤城建設
 北海道 道東あさひ農業協同組合
 青森県 株式会社下館組
 岩手県 龍振鋳業株式会社
 山形県 株式会社カネト製作所
 福島県 株式会社ファルテック 福島工場
 栃木県 株式会社栗山山本建設
 千葉県 成田市農業協同組合
 東京都 株式会社世田谷サービス公社
 神奈川県 学校法人柳下学園 やまゆり幼稚園
 新潟県 株式会社吉田建設
 福井県 福井県農業協同組合 敦賀支店
 山梨県 南アルプス市農業協同組合
 岐阜県 株式会社岡山工務店
 岐阜県 明光化成工業株式会社
 愛知県 株式会社中神種苗店
 三重県 松阪看護専門学校
 京都府 京北森林組合
 徳島県 株式会社群生
 愛媛県 株式会社富久
 福岡県 アイギスセキュリティ株式会社
 佐賀県 伊万里市農業協同組合
 鹿児島県 株式会社井川産業

問合せ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 消防団係
 TEL：03-5253-7561

令和6年度消防団地域貢献表彰式の開催

地域防災室

令和7年3月19日（水）、中央合同庁舎二号館地下2階講堂（東京都千代田区）において、令和6年度消防団地域貢献表彰式を開催しました。

「消防団地域貢献表彰」は、地域防災力の向上や消防団員の確保などに特に積極的に取り組まれ、地域に多大な貢献をいただいている消防団及び消防団事務を所管する市町村・消防本部を表彰するものです。

今回、消防団への入団促進や訓練の充実等に加え、住民への防災教育を通じた地域防災力の向上、様々な地域活動への参画など、全国の模範となる取組により、地域に多大な貢献をいただいている37団体が本表彰を受賞さ

れました。受賞者を代表して東京都世田谷消防団長の廣井芳直氏へ、富樫総務副大臣から表彰状を授与しました。

また、千葉県千葉市消防団長の佐藤薫氏から謝辞をいただきました。

消防庁においては、全国で活躍されている消防団の方々のご労苦に報いるべく、消防団の更なる充実強化に向けて、全力で取り組んでまいります。

受賞団体の皆様には、引き続き、各地において地域防災力の向上のための取組を行っていただきたいと考えております。



表彰状を授与する富樫総務副大臣



代表謝辞の様子



受賞団体との記念撮影①



受賞団体との記念撮影②

令和6年度「消防団地域貢献表彰」受賞団体一覧

都道府県	団体名	都道府県	団体名
北海道	さっぽろしちゅうおうほくようぼうだん 札幌市中央消防団	三重県	すずかしのしょうぼうだん 鈴鹿市消防団
	えべつししよぼうだん 江別市消防団	滋賀県	すずかしのしょうぼうほんぶ 鈴鹿市消防本部
宮城県	せんだいしみやまのしょうぼうだん 仙台市宮城野消防団 せんだいししよぼうきょく 仙台市消防局	京都府	かよとしやましなしょうぼうだん 京都市山科消防団
福島県	ふくしましよぼうだん 福島市消防団 ふくしましよぼうほんぶ 福島市消防本部	大阪府	ひがしおさかしのしょうぼうだん 東大阪市消防団
栃木県	さのししよぼうだん 佐野市消防団 さのししよぼうほんぶ 佐野市消防本部	奈良県	やまとこおりやまししよぼうだん 大和郡山市消防団 やまとこおりやまし 大和郡山市
群馬県	とみおかししよぼうだん 富岡市消防団 とみおかし 富岡市	和歌山県	かみとんだちしよぼうだん 上富田町消防団
埼玉県	はんのうしよぼうだん 飯能消防団	鳥取県	くらよしししよぼうだん 倉吉市消防団 くらよしし 倉吉市
千葉県	ちげししよぼうだん 千葉市消防団 ちげししよぼうきょく 千葉市消防局	島根県	よしかちししよぼうだん 吉賀町消防団 よしかちしよ 吉賀町
東京都	せたがやししよぼうだん 世田谷消防団	岡山県	たまのししよぼうだん 玉野市消防団
新潟県	いといがわししよぼうだん 糸魚川市消防団	徳島県	いたのちししよぼうだん 板野町消防団 いたのちしよ 板野町
富山県	たかおかししよぼうだん 高岡市消防団 たかおかししよぼうほんぶ 高岡市消防本部	香川県	みまちししよぼうだん 三木町消防団
石川県	うちなだまちしよぼうだん 内灘町消防団	愛媛県	まつやまししよぼうだん 松山市消防団
福井県	えいへいじちしよぼうだん 永平寺町消防団	佐賀県	おおまちししよぼうだん 大町町消防団
山梨県	みのぶちししよぼうだん 身延町消防団 みのぶちしよ 身延町	熊本県	こうしししよぼうだん 合志市消防団
長野県	うえだししよぼうだん 上田市消防団 うえだし 上田市	大分県	おおいたししよぼうだん 大分市消防団 おおいたししよぼうきょく 大分市消防局
岐阜県	かにしししよぼうだん 可児市消防団 かにし 可児市 かもししよぼうじむくみあいししよぼうほんぶ 可茂消防事務組合消防本部	宮崎県	ひのかげちししよぼうだん 日之影町消防団
静岡県	ふじししよぼうだん 富士市消防団	鹿児島県	ちししよぼうだん さつま町消防団 ちししよぼうほんぶ さつま町消防本部
愛知県	なごやしししよぼうだんれんごうかい 名古屋市消防団連合会	沖縄県	なごしししよぼうだん 名護市消防団 なごししよぼうほんぶ 名護市消防本部
	とよはしししよぼうだん 豊橋市消防団		

問合せ先

消防庁地域防災室 消防団係
TEL：03-5253-7561

「令和7年度 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の実施紹介

特殊災害室

1. はじめに

石油コンビナートで発生する事故は、危険物の漏えいや大規模な爆発を伴う火災など、甚大な被害に拡大するおそれがあることから、石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所には、防災要員及び消防車両等を備えた自衛防災組織や共同防災組織（以下「自衛防災組織等」という。）の設置が義務づけられています。

自衛防災組織等は特定事業所の防災体制の確立に重要な役割を担っていることから、消防庁では、石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における防災要員の技能及び士気の向上を図り、防災体制の充実強化を目的とした「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」（以下「コンテスト」という。）を平成26年度から実施しています。

これまで出場経験のない自衛防災組織等についても防災技能の向上のために積極的な参加をよろしくお願いいたします。

2. コンテストの概要

(1) 競技の概要

特定事業所内の石油タンクで火災が発生したという想定で、自衛防災組織等が保有する消防車両を活用して消火活動を行い、その活動の安全性、確実性、迅速性などを評価することとしています。

(2) 出場資格

全国の特定事業所に設置されている自衛防災組織等のうち、「大型化学高所放水車及び泡原液搬送車」又は「高所放水車（大型化学高所放水車、大型高所放水車又は普通高所放水車をいう。）及び化学消防車（大型化学消防車又は甲種普通化学消防車をいう。）」を保有する自衛防災組織等を対象としており、出場する条件として、管轄する消防本部からの推薦を必要としています。

昨年度は、30消防本部を通じて37組織の応募がありました。

コンテストの概要
化学消防車、高所放水車等を活用し、タンク火災を想定した消火訓練を行い、その安全性・確実性・迅速性を審査します。昨年度は35組織が参加しました。

参加要件
化学消防車、高所放水車等を備えた自衛防災組織または共同防災組織であること。

エントリー方法の概要
管轄消防本部に申し出てください。

エントリー締切り
令和6年
5月31日(金)

上位に入賞すると
上位の組織には審査員・審査員を授け、審査員で表彰状を授与します。また他の消防団等と認められた組織にも表彰状を授与します。表彰状を授与する組織によっては、消防庁から全国に向けて、組織名を報道します。
※空襲の発生により、スケジュールの変更が行われることがあり、また、参加の可否は主催者次第です。

昨年度の優勝組 昨年度の準優勝組

令和6年度 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト 実施式

主催：消防庁

【参考】昨年度出場組織募集ポスター

(3) 審査

消防庁職員が現地で開催しているコンテスト競技において現地審査又はオンライン審査を実施し、その後、提出された競技映像を用いてビデオ審査を行う予定としています。

(4) 表彰等



コンテスト競技中の風景



最優秀賞を受賞した隊員

3. 総務大臣表彰受賞組織の競技映像について

令和6年度に最優秀賞及び優秀賞を受賞した5組織の競技映像を、消防庁動画チャンネル（YouTube）で公開しています。ぜひご覧ください。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLUrGKEwru-bAR8rrBtd9OjrOBFoKBQHEX>

4. 今後のスケジュール

- ・ 審査 令和7年8月上旬頃から9月下旬
- ・ 結果通知 令和7年11月中旬
- ・ 表彰式 令和7年12月上旬

災害等の発生状況により、スケジュールを変更する可能性があります。コンテストに関する情報は総務省消防庁ホームページ上に公開いたします。

<https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/topic001.html>



令和6年度最優秀賞受賞組織
（四日市臨海地区特別防災区域共同防災組織（昭四石隊））



表彰式参加組織との記念撮影

審査の結果、成績上位の自衛防災組織等には最優秀賞・優秀賞等を授与し、霞ヶ関周辺で表彰式を実施します。また、他の技能優秀と認められた自衛防災組織等にも表彰状を授与します。

問合せ先

消防庁特殊災害室
TEL：03-5253-7528

日本・インドネシア国際消防防災フォーラムの開催

参事官

1. 国際消防防災フォーラム

経済発展や都市化が進展しているアジア諸国では、これまで以上に高度な消防防災体制を構築する必要性が高まっており、これらの国から我が国に対し、人命救助や消火技術、火災予防制度等に関する知見の共有や技術の移転を求める声が届いています。

このことを踏まえ、消防庁では我が国の消防防災技術・制度等を、アジア諸国を中心に広く紹介する国際消防防災フォーラム（以下「フォーラム」）を平成19年度から開催しており、これまでに、ベトナム、トルコ、タイ、インドネシア、モンゴル、ミャンマー、カンボジア、マレーシア、フィリピン、シンガポールの10カ国で実施してきました。

また、フォーラムには開催地の消防防災関係者が多数集うことから、我が国の消防防災インフラシステムの海外展開を推進する場としても活用すべく、平成25年度からは日本企業による消防防災関連製品の紹介・展示も実施しています。

2. 開催形式と開催地

従前、開催形式については、特定の国を対象にした二国間形式（バイ形式）のほか、オンラインによるウェビナー形式（令和3年度）、複数の国からの参加を得て行うマルチ形式（令和4年度）を新たな試みとして近年行ってきましたが、令和6年度のフォーラムは、前年度に引き続き、特定の国のニーズに即した内容で実施する二国間形式（バイ形式）を採用して、インドネシア共和国で開催しました。インドネシア共和国は、我が国同様、様々な自然災害のリスクに直面しており、防災分野への関心が高く、また、ジャカルタなど、都市化の進む地域を抱え、消防能力の強化も求められているところ、国家捜索救助庁（BASARNAS）をはじめ、消防防災関係者の参加を得て、インドネシアのニーズに即した内容について情報提供しました。

3. 参加者

令和7年2月12日、13日の2日間で行われたフォーラムには、インドネシア側から約250名、日本側から約50名が参加しました。インドネシアからは、国家捜索救助庁（BASARNAS）をはじめ、国家防災庁（BNPB）、エネルギー・鉱物資源省（Ministry of Energy and Mineral Resources）、気象気候地球物理庁（BMKG）、ジャカルタ市消防局、消防防災関連企業など、様々な消防防災関係者の参加を得ることができました。

日本側は、在インドネシア大使館の正木大使がオープニングセレモニーでスピーチを行い、今回のフォーラム開催を契機に、消防防災対策に関する情報交換・交流が積極的に行われ、日本の優れた経験や技術がインドネシアの防災力の向上に資することを期待する旨のメッセージが参加者に伝えられました。

また、16の日本企業も参加し、プレゼンテーションや製品等の展示を行いました。

<参加企業一覧>（50音順）

浦野工業株式会社
 エア・ウォーター株式会社
 国際技術開発株式会社
 小林防火服株式会社
 株式会社シバウラ防災製作所
 シャボン玉石けん株式会社
 東京サイレン株式会社
 トーハツ株式会社
 日本電気株式会社
 能美防災株式会社
 株式会社初田製作所
 船山株式会社
 ホーチキ株式会社
 株式会社モリタ、モリタ宮田工業株式会社
 八千代エンジニアリング株式会社
 ヨネ株式会社



オープニングセレモニーでスピーチを行う正木大使



セッション：「消防庁の災害対応」



国家捜索救助庁クスウォーロ長官によるインドネシア側のスピーチ

(2) 「日本の火災予防行政～火災統計からみた火災死者・被害の低減施策の効果と今後の課題～」

消防力の充実や火災予防規制により、市街地火災のリスクや火災による死者は減少傾向にある一方で、地震・津波時の大規模火災や木造密集地の火災リスクは依然存在している現状が伝えられました。さらに、高齢化に伴い住宅火災の死者リスクは低減せず、近年増加傾向にある中で、リチウムイオン電池やバイオマス、大規模倉庫の火災など新たな課題も生じており、国際的な協力による対策の重要性の高まりが強調されました。



フォーラム会場全景



セッション：「日本の火災予防行政～火災統計からみた火災死者・被害の低減施策の効果と今後の課題～」

4. 消防庁からのプレゼンテーション

インドネシア側のニーズを踏まえて、今回、消防庁からは計4本のプレゼンテーションを行いました。

(1) 「消防庁の災害対応」

我が国においては、消防機関が市町村主導で各地域の状況に合わせて運営されている一方、大規模災害時に消防機関が劣勢に立たされた時には、バックアップとして緊急消防援助隊が機能するという基本的な仕組みが共有された後、昨今の自然災害の大規模化・複雑化に鑑みれば、公的な消防機関のみならず、ボランティアの能力強化も必須であり、また、「自助」という観点から早期警報システムの整備の重要性等にも言及されました。

(3) 「日本の消防団・自主防災組織等について」

地域密着性、要員動員力、即時対応力といった特性を活かした災害対応を実施しており、地域防災の中核的存在であることなど、災害大国において求められる消防団の役割と重要性が、活動事例とともに説明され、インドネシア参加者の関心を集めました。



セッション：「日本の消防団・自主防災組織等について」



消防庁のプレゼンテーションにおいて質問するインドネシア参加者

(4) 「日本の捜索救助体制について」

複雑化・多様化する地震や風水害等の大規模災害において活躍する日本の救助車両・資機材が紹介されました。また、救助体制を取り巻く近年の課題とニーズへの対応策として、我が国の教育や訓練事例が説明されると、国家捜索救助庁の職員から質問が挙がり、積極的な意見交換の場となりました。



セッション：「日本の捜索救助体制について」

5. 日本企業によるプレゼンテーション・展示

参加した全ての日本企業がプレゼンテーションを行い、自社製品やサービスの紹介を行うとともに、会場内に設置されたブーススペースで製品等を展示しました。

展示ブースでは、ランチタイムや休憩時間中、インドネシアの参加者が製品を手にする姿や、防火衣を着用しながら、熱心に質問をしている姿が多数、見られました。

参加した日本企業からは、「複数商品の見積もり依頼があり、代理店契約も視野に入れている。」「火災用の消火ソリューションに関する問い合わせがあり、現地パートナー企業を通じて製品提案を行っている。」「現地パートナー企業を通じて商談を進めている。」とのコメントが届いています。



捜索救助資機材の説明を受けるインドネシア国家捜索救助庁職員



空気呼吸器の装着体験をするインドネシア国家捜索救助庁職員



可搬ポンプのデモンストレーションとともに、その有用性を参加者に説明



日本企業のプレゼンテーションに耳を傾けるインドネシアの参加者

6. おわりに

インドネシアにおける経済成長の目覚ましきは我が国でも話題になりますが、経済の発展は、都市化の進展にも繋がります。そして、そのことは、火災や災害が大規模化、複雑化するリスクも抱えることとなります。我が国においても、経済成長期には大規模な火災や災害を経験しました。そして、その都度、その経験や教訓を基に、消防力や災害対応能力を強化してきました。

このようなことを踏まえて行った日本側のプレゼンテーション等が、インドネシアの消防防災体制の強化に資することを願っております。



クロージングセレモニーでスピーチを行う消防研究センター白石所長

問合せ先

消防庁国民保護・防災部 参事官付
TEL：03-5253-7507

火災燃焼実験研修会を開催

松戸市消防局

松戸市中央消防署、小金消防署及び五香消防署の火災調査を担当する毎日勤務職員は11月18日(月)、職員41名に対して火災燃焼実験研修会を開催しました。

この研修会では、現場での火災・非火災の判断材料にすることを目的に、鯖やさつま芋等の食品をガスコンロ及び電子レンジで加熱する過程を実験しました。

実際に受講した職員からは、考え方の再確認ができたので今後の火災原因調査へ活かしていきたいとの意見があり、知見と火災調査能力向上に努める有意義な研修となりました。



文化財防火デーの消防訓練を実施

新潟市消防局

新潟市消防局西蒲消防署では、令和7年1月22日(水)に新潟市指定文化財の「澤将監の館」において文化財防火デーに伴う消防訓練を実施しました。

この館には、武田信玄の家臣が守ってきた、襖などの文化財が収められていますが、台所から出火したとの想定で新潟市消防団西蒲方面隊と共に放水訓練を実施しました。

今後も地域の宝を守るため、消防団員や関係機関と連携し災害対応能力の向上に努めて参ります。



消防通信 望楼 ぼうろう

通信指令システム運用開始式を実施

松本広域消防局

松本広域消防局では、令和7年1月30日(木)、通信指令システムの運用開始式を実施しました。

この通信指令システムは、消防本部庁舎に整備したもので、映像通報システムやSNS等情報収集システム等を活用した通信指令業務が可能となり、位置決定や現場の状況把握、情報収集等に係る指令員の負担を軽減するほか、通報者の不安を和らげ、迅速・的確な救命活動に繋がることを期待できます。

今後もこの通信指令システムを最大限活用し、住民の安全・安心の確保に努めてまいります。

令和6年度東大阪市国際消防救助隊員訓練
(英会話研修) を実施しました

東大阪市消防局

令和6年11月13日(水)、東大阪市国際消防救助隊員訓練として、海外派遣時における想定英会話研修を行うため、近畿大学国際学部の学生ボランティアの皆さんに講師をしていただきました。

講師の皆さんの、「意思疎通」に重きをおいた柔軟で的確なアドバイスが、参加隊員のコミュニケーション能力の向上に非常に効果的でした。

講師の皆さんからも、「今までにない貴重な体験ができた。」「参加隊員からは研修への高い意欲を感じた。」などの意見をいただくことができ、大変有意義な研修となりました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】

上級幹部科における教育訓練

消防大学校では、消防に関する高度な知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質の向上を目的として、総合教育「上級幹部科」の教育訓練を実施しています。

令和6年度の第88期では、48名の学生が1月21日（火）から2月6日（木）までの17日間にわたる集合研修を行いました。

研修では、池田消防庁長官、田辺次長の講話をはじめ、消防庁幹部による最新の消防行政の動向について、リモートにより講義を行っていただくとともに、消防大学校客員教授等による危機管理、身体管理、消防管理概論やトップマネジメントなどの講義、全国消防長会吉田会長による講話を通して、組織の上級幹部として必要な知識、役割や心構えについて習得しました。



長官によるリモート講義

指揮シミュレーション訓練では、大規模災害等発生時における、受援都道府県、被災地消防本部及び緊急消防援助隊の役割等について理解を深め、特に受援に関する能力の向上を図りました。



指揮シミュレーション訓練

実火災体験型訓練では、火災の成長過程やフラッシュオーバー発生前の兆候など火災の性状について学んだほか、危機管理広報の実習では、組織内で不祥事が起きた際の報道対応（模擬の緊急記者会見）を行い、危機事案

発生時の適切な広報技術の向上を図ることができました。

また、今期より東京消防庁災害史安全教育室への視察研修を取り入れ、先人たちの消防に対する限りない情熱と崇高な使命感・責任感を目の当たりにし、「殉職者を絶対に出さない」と決意を新たにしました。



模擬記者会見

研修を終えた学生からは、「現役消防長の方との意見交換では、組織の大きさによらず、組織のトップの孤独さや、自らが最後の砦となり判断・決断する厳しさを感じることができた。」「安全管理の徹底と殉職者を絶対に出さない組織体制を構築する必要性を再認識しました。」「志を同じくする全国の仲間と様々な情報を共有し、意見交換を通じて交流を深められたことは大変意義深く、この出会いを通じ、ネットワークと協力体制が構築できたことは、かけがえのない財産。」「著名な方々の講義も大変わかりやすく経験に基づく内容が多かったのととても有益でした。」などの感想をいただきました。

さらに、消防大学校の講義だけでなく、東京消防庁・横浜市消防局の学生が中心となり週末を活用した視察研修を企画し、東京消防庁の災害救急情報センター、消防博物館及び第三消防方面本部並びに横浜市消防局本部庁舎の視察を行うなど、様々な体験や学びを得るとともに、学生間の絆が強固になるこれらの取組については、上級幹部科の伝統として今後もぜひ継続していければと思います。

結びに、本大学校で学ばれた知識と磨きをかけた判断力、さらには全国の仲間との築いた絆を活かし、それぞれの市町における的確な消防行政運営により住民の安全安心を実現するとともに、職員がやりがいと達成感を感じることができる組織作りに邁進していただきたいと思います。

高度救助・特別高度救助コースにおける教育訓練

消防大学校では、「緊急消防援助隊教育科 高度救助・特別高度救助コース第14回」を開催しました。（令和7年1月31日～2月18日）

本コースは、特別救助隊、高度救助隊及び特別高度救助隊（救助隊は含まない）の隊長若しくは指導・監督的な立場である者又はそれらの予定者を対象とした教育課程であり、その業務に必要な知識及び能力を修得させることを目的とし実施し、全国37都道府県47名の学生が、リモート講義を含む全12日間の教育を受講しました。

本コースの学生は、緊急消防援助隊としての活動時、各都道府県大隊救助小中隊の中核を担う役目もあることから、安全管理、現場指揮にポイントを絞り、近年多発する地震、大規模風水害対策に重点を置いたカリキュラムを構成しました。

講義では、指揮者として必要な安全管理、応援体制及び他機関連携等を学び、訓練では、指揮シミュレーション訓練、高度救助資機材を使用した初動対応（活動）訓練、土砂災害への対応訓練及び実際の緊急消防援助隊を想定した、派遣要請からの出場・情報収集・各種災害対応・長時間の緊急消防援助隊活動訓練などを実施し、改めて、安全管理、現場指揮、緊急消防援助隊のスキームについて認識しました。



指揮シミュレーション訓練



緊急消防援助隊活動訓練

校外研修では、東京消防庁の災害史安全教育室、整備工場、多摩航空センター、第八消防方面本部消防救助機動部隊を視察し、緊急消防援助隊に関する知見を広めました。

最終日の課題討議では、緊急消防援助隊の応援（受援）体制及び大規模災害時における救助現場指揮の問題点・課題について、消防庁担当者と直接意見交換を行えたことにより、各所属の緊急消防援助隊に関する体制の充実強化、問題・課題解決の一助につながるものとなりました。



課題討議（消防庁との意見交換）

研修を終えた学生からは、「緊急消防援助隊のスキームについて、深く理解できた」、「所属の強みと弱み、自分の役目が明確になった」、「現場指揮の難しさ、安全管理の重要性を再認識した」、「全国に志を同じくする仲間ができ、今後につながる意見交換ができた」などの感想をいただきました。

受講生には、今回習得した知識、技術そして全国の同期生とのネットワーク構築により、有事の際には困難な状況下でも職責を果たし、一人でも多くの方々を救うべく高度な救助活動を展開することが期待されます。

問合せ先

消防大学校教務部
TEL：0422-46-1712



報道発表

最近の報道発表（令和7年2月21日～令和7年3月20日）

< 総務課 >		
7.2.26	令和6年度消防功労者消防庁長官表彰	消防記念日（3月7日）にちなみ、3月5日（水）に「令和6年度消防功労者消防庁長官表彰式」を開催します。
< 救急企画室 >		
7.2.21	マイナ保険証を活用した救急業務の円滑化に係る令和7年度実証事業実施消防本部の決定及び令和6年度実証事業における活用事例	消防庁では、傷病者の健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組（以下「マイナ救急」という。）を進めています。 この度、マイナ救急の令和6年度の実証事業における活用事例を別紙のとおりとりまとめるとともに、令和7年度の実証事業を以下のとおり実施することを決定したので、お知らせします。
< 予防課 >		
7.2.25	令和7年春季全国火災予防運動の実施	令和7年3月1日（土）から3月7日（金）まで令和7年春季全国火災予防運動が全国各地で実施されます。
< 危険物保安室 >		
7.3.12	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募	消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等について、令和7年3月13日（木）から令和7年4月11日（金）までの間、意見を公募します。
< 国民保護運用室 >		
7.2.21	全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達試験の実施について	国、熊本県及び同県御船町が、共同で、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施することが、以下のとおり決定しました。 また、今年度は、本訓練を含め、28件の訓練を実施する予定としておりますので、併せてお知らせします。
< 地域防災室 >		
7.2.21	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案に対する意見公募の結果の公示及び改正政令の公布	消防庁では、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案の内容について、令和6年12月27日から令和7年1月31日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、意見の提出はありませんでした。意見公募の結果も踏まえ、本日、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令を公布しますので併せてお知らせします。
7.2.26	令和6年度防災功労者消防庁長官表彰及び消防団等地域活動表彰の受賞団体の決定	令和6年度防災功労者消防庁長官表彰及び消防団等地域活動表彰の受賞団体を次のとおり決定しましたので、お知らせします。 なお、表彰式は令和7年3月5日（水）に開催します。
7.3.7	令和6年度優良少年消防クラブ・指導者表彰（フレンドシップ）	令和6年度優良少年消防クラブ・指導者表彰（フレンドシップ）の受賞クラブ及び指導者を次のとおりとしましたので、お知らせします。 表彰式は令和7年3月20日（木・祝日）に開催します。
7.3.12	令和6年度「消防団地域貢献表彰」の受賞団体の決定及び表彰式の開催	令和6年度「消防団地域貢献表彰」（総務大臣表彰）の受賞団体を決定しましたので、お知らせします。 表彰式は令和7年3月19日（水）に開催します。
7.3.18	令和6年度総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付団体の決定	令和6年度総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付団体を次のとおりとしましたので、お知らせします。
< 広域応援室 >		
7.3.18	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」の改定	緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、平成7年に創設され、これまでに東日本大震災や令和6年能登半島地震など計46回出動し、消火、救助、救急など人命救助活動を行ってきました。令和6年4月1日現在、全国の消防機関から6,661隊の登録がされています。 緊急消防援助隊の編成等については、消防組織法に基づき、総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（基本計画）（平成16年2月6日策定）において、隊の規模や編成、車両の整備計画などを定めており、概ね5年ごとに改定してきました。今回、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など甚大な被害が想定される大規模災害に的確に対応できるよう、基本計画を令和10年度までの計画として改定し、緊急消防援助隊の一層の充実強化を図ることとします。



最近の通知（令和7年2月21日～令和7年3月20日）

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
閣副事態第91号 消防国第18号 消防運第24号	令和7年2月21日	各都道府県国民保護担当部局長	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付内閣参事官 消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室長 国民保護運用室長	全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達試験の実施について
消防予第75号 消防危第30号 消防特第35号	令和7年2月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長 消防庁特殊災害室長	消防法令に基づく各種手続における行政書士法違反の防止について（通知）
事務連絡	令和7年2月28日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁総務課	令和7年度消防庁広報施策テーマについて
消防特第49号	令和7年3月4日	都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長	林野火災の予防の徹底について
府政防第40号 消防災第28号 防人育第4321号	令和7年3月7日	各都道府県知事 各市区町村長	内閣府政策統括官（防災担当） 消防庁次長 防衛省人事教育局長	地方公共団体の防災・危機管理部門における退職自衛官の活用について（依頼）
中防消第2号	令和7年3月7日	関係都道府県防災会議会長	中央防災会議会長 （内閣総理大臣） 石破 茂	融雪出水期における防災態勢の強化について
消防予第103号	令和7年3月10日	一般財団法人日本消防設備安全センター 理事長	消防庁予防課長	退職自衛官の消防設備関連の企業における活用について
消防広第35号	令和7年3月19日	各都道府県知事	総務大臣 村上 誠一郎	緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更について（通知）

広報テーマ

4 月		5 月	
① 市町村長の災害対応力強化のための研修	防災課	① 風水害に対する備え	防災課
② 消防団員のマイカー共済について	地域防災室	② e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ	防災課
③ 熱中症の予防	救急企画室		
④ 消防本部におけるハラスメント対策の徹底について	消防・救急課		

令和7年度「市町村長の災害対応力強化のための研修」の開催

防災課

出水期を迎えるにあたり、消防庁では「市町村長の災害対応力強化のための研修」を以下のとおり開催します。災害対応に万全を期すためにも、積極的な受講をお願いします。

1. 研修の概要

市町村長が、災害における重要な局面で、的確かつ迅速な判断や指示を行えるよう、市町村長の災害対応力の強化を図るための研修です。

震災及び風水害をテーマに、研修指導員と「1対1」で、発災時の初動対応など、それぞれの局面における必要な対応や意思決定について、シナリオ非提示型の実践的なシミュレーション訓練を対面又はオンラインにて実施します。

なお、研修の最後には、市町村長相互の意見交換の時間を設ける予定です。

【開催時期等】（予定）

前期：5月下旬から6月頃（7回開催）

後期：11月頃（5回開催）

※12回開催のうち、1回を選択して受講。

（各回とも半日間の開催を予定。また、12回の内訳としては、対面を2回、オンラインを10回設ける予定。）

【対象者】

全国の市町村長240名（各回20名×12回）

【局面ごとの必要な対応や意思決定の例】

- ・市町村の災害対応体制の確立
- ・避難情報の発令判断と伝達
- ・大規模災害発生直後の被害状況の確認
- ・マスコミ対応

【募集時期】

4月（前期）・9月頃（後期）

2. 研修実績

■ 受講人数

- ・平成30年度 50名（対面形式）
- ・令和元年度 161名（対面形式）
- ・令和2年度 116名（オンライン形式）
- ・令和3年度 118名（オンライン形式）
- ・令和4年度 158名（オンライン形式）
- ・令和5年度 189名（オンライン形式）
- ・令和6年度 206名（対面、オンライン形式）

■ 令和6年度研修参加者の声

- ・自然災害が発生した際に危機管理としてどこまで対応するか、瞬時に何を判断し指揮を取るのか、その先まで考えて行動をとることは非常に大切で、様々なことを想定し、職員とともに計画を立てることの重要性を認識した。
- ・首長としての責任の重さを再確認した。
- ・災害の警戒段階から発災後の対応について判断が求められる研修内容であり、迅速で的確な判断が必要となることを体感できた。



【過去の研修の様子】
（上段：対面開催 下段：オンライン開催）

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課 防災調整係
TEL：03-5253-7525

消防団員のためのマイカー共済・保険をぜひ活用ください

地域防災室

近年、全国で災害が激甚化・頻発化する中、地域に密着して活動する消防団員の方々は、災害時に急を要する消防団活動のために、やむを得ず、自家用自動車等を使用する場合があります。令和元年東日本台風による災害では、消防団員が災害出動時に使用した自家用自動車等に被害が生じる事例がありました。

そこで、消防団員に個人的負担を生じさせることなく、安心して当該活動に従事していただくことを目的として、令和2年4月から、消防団員向けの自動車損害共済事業、いわゆる、「消防団員のマイカー共済」を開始しました。消防団員のマイカー共済は、全国市有物件災害共済会（市分）・全国自治協会（町村分）の自動車損害共済制

度のスキームを活用するもので、原則は1年単位の共済期間となりますが、1月単位の短期で加入することも可能です。また、令和3年度からは、民間損害保険会社（損害保険ジャパン株式会社・三井住友海上火災保険株式会社）において「消防団員のマイカー保険」の取扱いが開始されています。

これらの共済・保険に関して、市町村が負担する分担金・保険料の5割に、特別交付税措置を講じておりますので、消防団員・消防団事務を所管する機関の方々におかれましては、6月からの出水期に向けて、ぜひ、このマイカー共済・保険の活用を積極的にご検討ください。

消防団員のマイカー共済・保険について

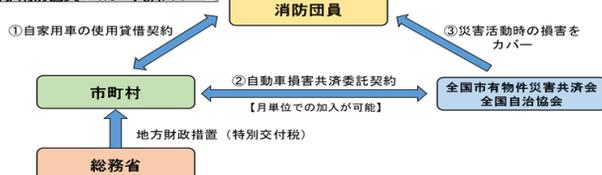
1. 趣旨及び事業内容

近年の大きな災害の発生状況等を踏まえ、消防団員に安心して活動してもらうため、マイカーや対物・対人の損害を補償する共済制度を令和2年4月から開始。また、令和3年10月からは民間損害保険会社による補償も開始。

災害時に急を要する消防団活動のために、非常勤の特別職地方公務員の身分を有する消防団員がやむを得ず、自家用自動車（原動機付自転車を含む）を使用した場合に、当該自家用自動車等に生じた損害を補償する事業。

2. 実施主体 公益社団法人全国市有物件災害共済会（市分）、一般財団法人全国自治協会（町村分）、民間損害保険会社

（例）消防団員マイカー共済スキーム



3. 共済事業のポイント

- ・1月単位での加入が可能（例：出水期（6月～10月）の5ヶ月加入）。
- ・実施主体から支払われる共済金は、優先払い（消防団員が加入している民間の自動車保険の適用が不要）。
- ・災害に対処するために出動した際の分担金に対して、令和2年度から特別交付税措置（措置率0.5）。

4. 保険事業のポイント

- ・契約期間は1年単位。
- ・団員個人が加入する自動車保険を適用するか、マイカー保険を適用するか選択可能。
- ・災害に対処するために出動した際の保険料に対して、令和3年度から特別交付税措置（措置率0.5）。

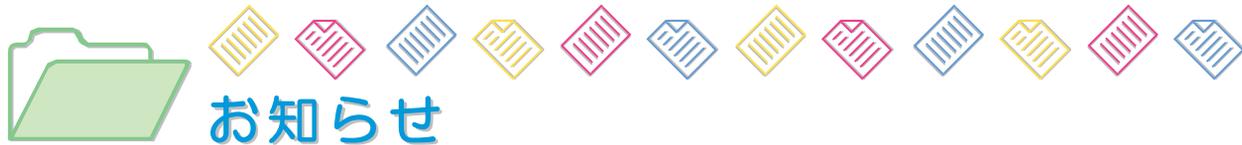
5. 開始日 共済：令和2年4月1日、民間損害保険会社：令和3年10月以降

※マイカー共済・保険にR6.3.31時点で加入済、又は令和6年度中に加入予定の団体は154団体（共済17団体、民間損害保険会社137団体）

消防団員のマイカー共済・保険の概要

問合せ先

消防庁国民保護・防災部 地域防災室
TEL：03-5253-7561



令和7年度一般公開のプログラム紹介

消防研究センター

令和7年4月に開催予定の「一般公開」につきましては、前号の消防の動き（令和7年3月号）にてお知らせしましたが、本号ではプログラムについてご紹介いたします。

実開催とオンライン開催の両方を予定していますので、どちらにも是非ご参加ください。

1 実開催

(1) 日時

令和7年4月18日（金）
10:00～16:00（入場無料）

(2) 場所（受付：消防研究センター本館）

ア 消防研究センター、消防大学校
（東京都調布市深大寺東町4-35-3）

イ 日本消防検定協会
（東京都調布市深大寺東町4-35-16）

※ ア及びイは同一敷地内にあります。

また、消防防災科学センターの展示等の場所は消防研究センター本館になります。

(3) プログラム（予定）

消防研究センター	
消防研究センター研究紹介コーナー	展示
石油タンクの安全性に関する研究開発	展示
輪島市大規模火災の焼け止まり調査	展示
火災旋風の研究	展示
住宅火災による死者数の将来推計	展示
市街地火災延焼シミュレーションの展示	展示
建築火災の避難安全	展示
殉職・受傷事故の発生傾向	展示
土砂災害現場におけるドローンの利活用に関する研究開発	展示
工事中建物火災のシミュレーション	展示
原因調査室の業務	展示

救急車・指揮車用バンク対応タイヤ	実演・展示
ITS Connect（緊急車両存在通知等）	実演・展示
AIを活用した救急隊運用最適化	実演・展示
水陸両用バギー	実演・展示
軽油の燃焼	実演
小規模爆発実験	実演
引火性液体の性質を紹介する卓上実験	実演
高発泡装置を用いた泡消火実験	実演

消防大学校	
消防大学校の教育訓練資機材	展示
消防大学校における教育訓練	展示

日本消防検定協会	
日本消防検定協会の業務	展示
住宅用防災警報器の展示及び実演	展示・実演
各種消防用機械器具等の展示	展示
消火器の操作体験	実演
住宅用消火器の消火実演	実演
屋内消火栓の操作説明及び操作体験	実演

一般財団法人 消防防災科学センター	
近年起きた災害等	展示
消防力適正配置等調査	展示
避難所HUG（風水害版）	実演



2 オンライン開催

(1) 日時

令和7年4月11日(金) 10:00
～4月21日(月) 16:00

(2) 開催ページ(アクセスURL)

消防研究センターホームページ
(<https://nrifd.fdma.go.jp/>)



(3) プログラム(予定)

消防研究センター
消防研究センターの紹介 ・本館研究紹介コーナー ・大規模火災実験棟 ・総合消火研究棟
高発泡装置を用いた泡消火実験
地震や土砂災害時の消防活動能力の向上 ・同時多発火災を想定した市街地火災延焼シミュレーションの紹介 ・土砂災害に関する研究開発 ・土砂災害発生後の情報収集、救助活動の安全管理に関する研究の紹介 ・詳細地形データを用いた土砂災害現場での二次崩壊危険地域の抽出及び評価方法の開発の進捗の紹介 ・地すべり地形を対象とした日中・夜間のドローンレーザー計測実証試験の紹介
ウレタン火災の危険性
火災を再現するシミュレーション技術の紹介(火災シミュレーションの実火災適用事例)
石油タンクの安全性に関する研究開発 ・大型石油タンクの地震時底板浮き上がり応答解析 ・大型石油タンクの地震被害予測 ・石油タンクの腐食・劣化評価
牛乳パックで作った燃焼区画による机上実験 ・燃焼区画の製作と燃焼実験 ・区画の不燃化の有無と燃焼性状
救急車・指揮車用パンク対応タイヤ
火災旋風の実験
原因調査技術に関する研究の紹介 ・現場残渣物の化学分析 ・静電気火災の調査技術
原因調査室の業務 ・調査業務、研修業務、支援業務 ・原因調査室の業務で活用する分析機器(X線CT装置、デジタルマイクロスコープ)の紹介
軽油の燃焼性状

消防大学校
消防大学校での教育訓練

日本消防検定協会
日本消防検定協会について
検定制度と検定の方法
検定品目の紹介
受託評価業務の紹介
実演 型式試験(感知器・受信機・金属製避難はしご・緩降機)

一般財団法人 消防防災科学センター
被災したときの各種支援
災害基礎知識(火災・地震災害・土砂災害・豪雨災害・津波災害・火山災害)
災害対応知識(災害対策本部の運営、動員配備)
過去の災害から学ぶ (災害対応を体験した市町村長の体験談) <東日本大震災> ・岩手県陸前高田市 戸羽太市長 <平成28年4月熊本地震災害> ・熊本県益城町 西村博則町長 <平成29年九州北部豪雨災害> ・大分県日田市 原田啓介市長 <平成30年北海道胆振東部地震> ・北海道厚真町 宮坂尚市朗町長 <令和元年・令和3年の豪雨災害> ・佐賀県武雄市 小松政市長 <令和2年7月豪雨災害> ・熊本県人吉市 松岡隼人市長
防災訓練を学ぶ (各地で取り組まれている防災訓練の様子・防災図上訓練の解説) ・釜石避難訓練 韋駄天競走 ・全住民安否確認訓練 ・避難所HUGの意義と進め方 ・自主防災組織の活性化に向けた取り組み ・消防防災GIS
防災かみしばい

問合せ先
消防庁消防研究センター研究企画部
TEL: 0422-44-8331



熱中症の予防についてのお知らせ

救急企画室

1. はじめに

全国では毎年、非常に多くの方が熱中症により救急搬送されています。令和6年は、非常に厳しい暑さが長期間にわたって続いたことから、5月から9月までにおける全国の熱中症による救急搬送人員は97,578人となり、集計を開始した平成20年以降、最多となりました。

今年の夏も全国的に平年より高い気温になることが予想されることから、熱中症予防にしっかり取り組んでいくことが重要です。

2. 熱中症について

(1) 熱中症のしくみ

熱中症は、温度や湿度が高い中で、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、立ちくらみ、頭痛、吐き気、ひどいときには、けいれんや意識をなくすなど、様々な症状をおこす障害の総称をいい、最悪の場合は死に至ることがあります。

(2) 子どもの特徴

子どもは、汗をかくなどの体温調節機能が未発達のため、体に熱がこもりやすくなります。

また、体に異変が起きても気づかないことがあるため、周囲の大人が気にかける必要があります。

(3) 高齢者の特徴

高齢者は、若年者に比べ体内の水分量が少ないため、こまめに水分補給を行う必要があります。

また、加齢により、暑さや喉の渇きに対する感覚が鈍くなるとともに、体に熱がたまりやすく、暑いときには若年者よりも循環器系への負担が大きくなるため注意が必要です。

3. 熱中症にならないために心がけること

熱中症予防には「暑くなる前」から行う予防と、「暑い時期」に行う予防がありますが、今回は「暑くなる前」から行う予防について紹介します。

同じような暑い環境下にいたとしても、熱中症のなりやすさは個人ごとで違います。このような熱中症のなりやすさに関連するものとして、「暑さに体が慣れていく」ことの重要性が近年指摘されています。この暑さに体を慣らすということを、暑熱順化といいます。

暑熱順化は「やや暑い環境」において「ややきつい」と感じる強度で、毎日30分程度の運動（ウォーキング

等）を継続することで獲得できます。実験的には暑熱順化は運動開始数日後から起こり、2週間程度で完成するといわれています。そのため、日頃からウォーキング等で汗をかく習慣を身につけて暑熱順化していれば、夏の暑さにも対抗しやすくなり、熱中症にもかかりにくくなります。



また、暑くなる前の時期から、自宅や施設等で使用する空調設備がしっかり使えるかどうかの動作確認・試運転を行うことも重要です。

4. 消防庁における熱中症予防啓発の取組

消防庁では、全国消防イメージキャラクター「消太」を活用した熱中症予防啓発ポスター・ビデオ・イラスト、熱中症対策リーフレット、全国の消防本部が独自で行っている「熱中症予防啓発取組事例集」等の予防啓発用コンテンツをホームページに掲載しているほか、X（旧Twitter）でも熱中症情報を発信しています。

<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html>

https://x.com/FDMA_JAPAN



予防啓発ビデオ



予防啓発ポスター

また、今年度から新たに、厚生労働省主唱の「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」との連携を開始するほか、引き続き、「熱中症予防強化キャンペーン」として、関係府省庁連携の下、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけを行うとともに、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起等の広報活動を実施することとしています（次ページ参照）。

5. おわりに

熱中症は、正しい知識を身につけることで、未然に防ぐことができます。今回紹介した内容を参考に、一人一人が「暑くなる前」からの熱中症予防を心がけていただくようお願いいたします。

問合せ先

消防庁救急企画室
TEL：03-5253-7529



今夏の熱中症予防強化キャンペーン 令和7年4～9月の実施予定表

事務連絡や通知などの文書を発出する取り組みを含むものについては、(文)のマークを付けています。

- ◆ 熱中症対策実行計画に基づき、関係府省庁の連携の下「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で実施。
- ◆ 政府一体となった国民への発信強化、産業界との連携、熱中症警戒アラート等を活用した熱中症予防行動の周知浸透を図る。

訴求対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月
国民全体	熱中症予防強化キャンペーンポスターの掲載（各府省の庁舎やweb等に）、 予防行動をまとめたリーフレット配布、SNS等から熱中症予防行動を発信、地方公共団体や産業界からも発信 【内閣府、こども家庭庁、消防庁、文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁、環境省】					
	熱中症警戒アラートの運用【環境省・気象庁】・熱中症特別警戒アラートの運用、暑さ指数の情報提供【環境省】					
	熱中症対策の周知・依頼・注意喚起【関係府省庁】 (文)			盛夏時期の熱中症予防行動の呼びかけ【関係府省庁】 (文)		
	大型ビジョン、ラジオ、Web動画等による熱中症予防行動の呼びかけ【環境省】					
	広報誌を活用した予防啓発【消防庁】		熱中症による救急搬送人員の公表【消防庁】			
	エアコンの早期試運転の呼びかけ【業界団体等の事業者等】		エアコンの早期点検・使い方の普及啓発【経済産業省・環境省・事業者等】		“節電にも配慮したエアコンの適切な使用”の普及啓発【経済産業省・環境省】	
					国民運動「デコ活」を通じた熱中症予防行動等を展開【環境省】	
			熱中症による死傷労働災害件数の公表【厚生労働省】		各地の気象台が実施する「お天気フェア」での普及啓発【気象庁】	
					打ち水をはじめとした「水の週間」関連行事の実施の呼びかけ【国土交通省】	
	天候等踏まえ適宜実施：災害時の熱中症対策の呼びかけ・注意喚起【内閣府、消防庁、厚生労働省、環境省】					
高齢者 子ども 関係団体 等	熱中症予防の普及啓発・注意喚起【厚生労働省・環境省】 (文)					
	高齢者向けのコンテンツをラジオ等を活用し発信【環境省】					
	高齢者福祉等の関係団体への見守り、声かけ依頼【内閣府、厚生労働省、環境省】					
	熱中症対策・体制強化の依頼(都道府県、各関連団体・関連民間事業者)【関係府省庁】 (文)					
地方公共 団体等	都道府県等に熱中症予防の普及啓発・注意喚起【こども家庭庁・厚生労働省・環境省】 (文)					
	地方公共団体や熱中症対策普及団体等を対象にした研修の実施【環境省】					
	都道府県等向け熱中症特別警戒アラートの伝達訓練【環境省】					
	熱中症の予防啓発を呼びかけ【消防庁】 (文)					
学校・ スポーツ の管理者 等	教育委員会等に熱中症事故の防止等について通知【文部科学省】 (文)		啓発動画の周知【スポーツ庁】		地方公共団体の担当者が集まる会議や競技団体の役員等が集まる会議において注意喚起【スポーツ庁】	
			熱中症事故防止について事務連絡【スポーツ庁】 (文)			
	担当者会議における注意喚起、熱中症事故防止に関する研修等の実施要請【文部科学省】			事故発生状況等を踏まえた継続的な情報提供・注意喚起【文部科学省、スポーツ庁】		
労働者 ・ 農業 従事者	STOP!熱中症クールワークキャンペーン準備期間【厚生労働省】		STOP!熱中症 クールワークキャンペーン【厚生労働省】			
			MAFFアプリやSNS等を活用した情報発信【農林水産省】			
	熱中症予防等の啓発資料の作成【農林水産省】		熱中症対策研修実施強化期間(都道府県、市町村等による熱中症対策研修の実施推進)【農林水産省】			
	熱中症対策ステッカーの作成・送付【農林水産省】		熱中症予防等に関するオンライン研修【農林水産省】			
その他	訪日外国人のための救急車利用ガイド【消防庁】					
	多言語翻訳リーフレット等による熱中症の普及啓発【環境省】					



消防本部におけるハラスメント対策の徹底について

消防・救急課

消防庁では、「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について（通知）」（平成29年7月4日付け消防消第171号消防庁次長通知）を発出するなど、消防本部においてハラスメントの防止に向けた対策を推進していただくよう要請してきたところです。

しかしながら、消防本部におけるハラスメントの実態に関する調査の結果、令和5年度中にハラスメント行為により懲戒処分等が行われた事案が多数発生している状況です。消防本部におかれましては、「消防本部におけるハラスメントの実態に関する調査の結果及び留意事項について（通知）」（令和7年1月29日付け消防消第25号）でお示ししたとおり、次の1～5に留意の上、各種のハラスメント対策を徹底するようお願いいたします。

1. 消防長の意志の明確化

消防本部のトップである消防長自らが「ハラスメントは許さない」という意思を明確にし、消防本部内に周知徹底していくことが重要です。消防長の意志の明確化に当たっては、全ての職員がそれを十分に理解できるようにするため、職員に対して自らの意志を直接伝えるなど、より効果的な対応を取るとともに、定期的に周知徹底してください。

2. ハラスメントに係る通報及び相談しやすい環境づくり

ハラスメント通報制度の確立やハラスメント相談窓口の設置については、最も基本的かつ重要なハラスメント防止対策の一つであり、これらが十分に機能するよう、通報・相談しやすい環境づくりに取り組むことが重要です。通報受付・相談窓口に必要なに応じてハラスメントに関する知見を有する第三者を加えるなど、職員の利用にあたる心理的障壁を除去することに努め、通報制度や相談窓口の利用を促してください。

3. ハラスメントやその予兆の早期覚知

職員を対象としたハラスメントの実態に関するアンケートを実施することや、職務として部下の人事管理、健康管理を行う管理職員が日頃から部下職員と円滑にコミュニケーションを図ることなどにより、組織としてハラスメントやその予兆を早期に覚知し、深刻化する前に適切に対応できるようにしてください。

4. 階層別の研修等の実施

職位や勤続年数等の階層別による研修や職場ミーティング等を通じ、職員が職位等に応じたハラスメントを防ぐための役割を理解し、実行できるようにするとともに、特に部下職員を持つ管理職員等については、自らの言動が組織風土や部下職員に大きな影響を与えることから、これらの職員に対する研修等の一層の充実を図ってください。

5. 職員相互で不適切な言動をけん制しあえる良好な関係の構築

消防本部におけるハラスメントの実態に関する調査の結果によると、ガレージや訓練室など管理職員の出入りの少ない場所でもハラスメントが発生しています。

管理職員の目の届かない時と場所においてもハラスメントの発生を防ぐためには、職員一人一人がハラスメントの防止に向けた自覚を持ち、自らの言動を律し、職員相互で不適切な言動をけん制しあえる良好な関係を構築することが重要です。職員が自らの言動を振り返るチェックシートの導入や管理職員による部下との定期的な面談等を行うことにより、職員が気付きを促す取組や風通しの良い職場づくりに努めてください。



ハラスメント防止
啓発ポスター



ハラスメント防止
啓発リーフレット

問合せ先

消防庁消防・救急課 職員第一係
TEL：03-5253-7522



田畑 志真

急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし

2025年度全国統一防火標語

日本損害保険協会は、「防火ポスターの作成」や「自治体・離島への軽消防自動車の寄贈」を通じて、全国の防災・防火力強化を図っています。

一般社団法人
日本損害保険協会

防災に関する
情報はコチラ



後援: **FDMA** 総務省消防庁
住火に芯もに Fire and Disaster Management Agency
住宅用火災警報器は点検・交換が必要です。

住宅防火の
ポイントは
コチラ



一般社団法人 日本損害保険協会 会員会社(2025年4月1日現在)

あいおいニッセイ同和損保/アイベツ損保/アフラ損保/アニコム損保/イーデザイン損保/AIG損保/エイチ・エス損保/SBI損保/au損保/ドコモ損保/キャピタル損保/共栄火災/さくら損保/ジェイアイ/セコム損保/全管協れいわ損保/ソニー損保/損保ジャパン/SOMPOダイレクト/大岡火災/東京海上日動/トア再保険/日新火災/日本地震/ペット&ファミリー損保/三井住友海上/三井ダイレクト損保/明治安田損保/ヤマツブネイチャランス/楽天損保/レスキュー損保

地震による火災は、火災保険では補償されません。地震保険で備えましょう。